

○神石高原町営住宅等の整備に関する技術的基準

平成25年4月1日

告示第33号

神石高原町営住宅等の整備基準を定める条例（平成25年神石高原町条例第25号。以下「条例」という。）第9条第2項から第5項まで、第10条第3項、第11条及び第12条の町長が定める措置を次のとおり定める。

（省エネルギー対策）

- 1 条例第9条第2項の措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準を満たすものとする。

（重量床衝撃音対策等）

- 2 条例第9条第3項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8-4（3）の等級2の基準を満たすものとする。

（劣化対策）

- 3 条例第9条第4項の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあつては、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級2の基準）を満たすものとする。

（維持管理対策）

- 4 条例第9条第5項の措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1（3）及び4-2（3）の等級2の基準を満たすものとする。

（ホルムアルデヒド対策）

- 5 条例第10条第3項の措置は、公営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあつては、同（3）ロの等級3の基準を満たすものとする。

（高齢者等配慮対策（専用部分））

- 6 条例第11条の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1（3）の等級3の基準を満たすものとする。

（高齢者等配慮対策（共用部分））

- 7 条例第12条の措置は、公営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法

基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。